

総合地球環境学研究所F R、F S及びI S審査実施要領

平成23年 1月25日所長裁定

平成27年12月22日最終改正

総合地球環境学研究所研究プロジェクト所内審査委員会規則第2条第1号から第3号までに規定する研究プロジェクト所内審査委員会（以下「P R T」という。）におけるインキュベーション研究（I S）及び予備研究（F S）の審査（本研究（F R）候補の採択審査を含む）に関し、次のとおり実施要領を定める。

（審査指針）

第一 F R、F S及びI Sの採択審査における基本的な考え方は次のとおりとする。

本研究（F R）は、総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）の設立趣旨ならびに理念（基本計画）に沿った共同研究であることが必須である。すなわち研究所の基本認識に基づく、いわゆる地球環境問題に関わる何らかの明確かつ具体的な問題の解決に資する学問的かつ分野横断的な探究であって、かつ一定の研究期間後にはまとまったストーリーとして研究の成果とその意義を社会に提示できるような共同研究計画であることが必要である。そのために、プロジェクト種別ごとに下記の項目を満たすことを求める。これらは地球研プロジェクトの到達目標であり、インキュベーション研究（I S）及び予備研究（F S）の提案にあたっては、これらの項目について十分な検討がなされることを期待する。

1) 実践プロジェクトの評価項目

F S及びF Rの採択審査及び評価にあたっては、以下の項目について評価を行う。I S及びF Sの提案にあたっては、これらについて十分な検討がなされることを期待する。

① 解決すべき地球環境問題の明確化

地球環境問題が独自の視点から明確に定義されていること。

② 学際的統合

課題解決にむけて必要な学問分野を有機的に統合すること。

③ トランスディシプリンアリティ

研究成果が学術コミュニティにおけるインパクトにとどまらず、地球環境問題の解決を促す可能性を持ち、社会の多様なステークホルダーと協働したプロセスを可能な限り取り入れた研究であること。

④ 既存の研究リソースの活用方法の明確化

当該の研究課題に関する豊富な研究リソースを活用した地球環境問題の解決への道筋を示すこと。

⑤ 独創性

地球環境学にかかわる独創的なアイデアに基づき、地球環境問題の解決に資する新しい枠組みを提案し、既存の地球環境研究に新たな視点を提供できること。

⑥ 成果発信の戦略性・国際性

研究の成果が社会への実装と国際発信を含む戦略性を有すること。

2) コアプロジェクトの評価項目

コアプロジェクトFS及びコアプロジェクト採択審査及び評価においては、以下の項目について評価を行う。FSの提案にあたっては、これらについて十分な検討がなさされることを期待する。

① 理論・方法論の必要性と革新性

提案する理論・方法論が地球環境問題解決に必要かつ革新的なものであること。

② これまでの研究リソースの活用

地球研や既存の地球環境研究のリソースが生かされていること。

③ 実践プロジェクトとの連携

提案する理論・方法論が複数の実践プロジェクトと協創可能であること。

④ 理論・方法論の活用方法

プロジェクトで構築される理論・方法論が地球研内外で活用されるものであること。

(課題決定手続)

第二 IS、FS及びFR移行候補の採択審査は、総合地球環境学研究所研究プロジェクト実施細則第3条第1項、第4項及び第8項、第4条第1項及び第4項、第5条第1項及び第4項に基づき公開ヒアリングにより実施し、PRTの審査を経て研究戦略会議で採択課題を決定するものとする。なお、ISについては、PRTにおける書類審査によって、公開ヒアリングを行う研究課題を決定するものとする。

2) ISからFSへの移行審査に際しては、IS報告書・FS移行計画書提出時に機関連携FS候補または個別連携FS候補のどちらとして審査を受けるかについて、所内対応者との協議のもとに決定する。

3) 発表・質疑応答は、申請者等が行うものとする。ただし、申請者等に緊急の事態等が生じた場合には、申請者等あるいは申請者等の代理人がその事由を事前に研究所に報告し、かつ公開ヒアリングで研究内容について責任のもてる研究者が代行することを申し出て確認できた場合に限って、PRTの審査を経てこれを許可することがある。

4) 前項の申請者等とは、以下のこととする。

① ISの申請については、IS提案者である申請者

② 個別連携FSへの移行及び個別連携プロジェクトへの移行については、それぞれのFS責任者である申請。

③ 機関連携FSへの移行及び機関連携プロジェクトへの移行については、申請者

である所属機関長が指名したF S責任者候補及びF S責任者
(その他)

第三 採択審査は、P R T委員の評定のみならず、公開ヒアリングにおける所員の意見等を加味して総合的に行うものとする。

附 則

この要領は、平成23年1月25日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年10月23日から実施する。

附 則

この要領は、第一の1)及び4)については平成25年11月1日、その他は平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成26年12月25日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年3月24日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年12月22日から実施する。